

証券コード 6458  
平成28年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
**新晃工業株式会社**  
代表取締役社長 武田 昇三

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 開催日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所 大阪市北区南森町一丁目4番5号  
当社 5階 会議室

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第67期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
    - ①連結計算書類の連結注記表
    - ②計算書類の個別注記表
  - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。  
当社ウェブサイト [http://www.sinko.co.jp/ir\\_list/shareholders/](http://www.sinko.co.jp/ir_list/shareholders/)
  - ◎ 昨年からの株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめとさせていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善および設備投資の持ち直しが続き、景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。当業界におきましては、年度を通じて堅調な需要が続く良好な事業環境で推移いたしました。

こうした情勢のもと、当社グループは省エネルギー・省スペース型空調機の拡販ならびに個別受注生産体制の強化と迅速化を軸に戦略的な受注活動を一層進めたほか、生産革新の追求と開発段階からのコストダウン、海外子会社の事業伸長と再編に努めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<日 本>

全国的に年度を通じて良好な事業環境が続くなか需要の取り込みに尽力した結果、売上高は34,079百万円(前連結会計年度比11.7%増)となりました。利益面におきましては、戦略的な受注の横展開およびトータルコストの圧縮等が奏功し、セグメント利益(営業利益)は5,605百万円(前連結会計年度比48.8%増)となりました。

<ア ジ ア>

主に中国経済成長の鈍化により、売上高は7,651百万円(前連結会計年度比13.3%減)となり、セグメント利益(営業利益)は382百万円(前連結会計年度比13.9%減)となりました。

この結果、当社グループの売上高は41,462百万円(前連結会計年度比5.8%増)となりました。利益面におきましては、営業利益は6,033百万円(前連結会計年度比41.9%増)、経常利益は6,411百万円(前連結会計年度比38.3%増)、税金等調整前当期純利益は6,446百万円(前連結会計年度比43.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,199百万円(前連結会計年度比60.9%増)となりました。なお、営業利益、経常利益ならびに親会社株主に帰属する当期純利益については過去最高益を更新いたしました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,099百万円であり、その主なものは国内の空調機器製造設備であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の特記すべき資金調達はありません。

## 4. 対処すべき課題

当社グループは、事業環境の変化に耐えうる利益体質の構築と事業基盤の強化を経営課題としております。当社グループが取り組む重要課題は以下のとおりであります。

### ① 見積・受注・製造・出荷までのリードタイム短縮

国内市場は景気の回復とともに拡大が見込まれます。これまで整備した基幹システムを利用し、また更に改良を加えることでリードタイムの短縮を達成し、業績向上を目指してまいります。

### ② トータルコストダウンと品質向上の両立

主力製品の原価低減を目標とした開発、製造に配慮した設計の推進、販売側から製造側への受注情報の精度アップなど販売から生産までの業務全体の整流化を進め、更なるコストダウンと品質向上の両立を目指してまいります。

### ③ グループ拡大への対応

中国では経済成長鈍化に伴う事業リスクの高まりに注意を要するものの、当事業において中長期的には依然として成長の可能性が高くグループの業容拡大に向けて引き続き経営資源の投入を進めてまいります。また、国内外問わずグループ内の情報収集体制の整備等に注力し、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

### ④ 法令順守と人材育成

当社グループは法令順守を企業存続の要諦と捉えており、今後も法令順守教育に取り組んでまいる所存であります。また、実務のなかでの人材育成に尽力し組織の基盤づくりに努めてまいります。

今後の見通しにつきましては、景気の緩やかな回復ならびに企業収益の改善が期待されるものの、当業界の見通しとしましては、大型物件の竣工が一時的に縮小する経営環境が到来する見込みであります。アジア市場では主に中国の景気下振れに伴う影響に注意を要する状況が続くものと思われま

す。こうしたなか当社グループは、国内市場においては、システム開発投資、製造コストの低減を目指す製品開発、生産革新ノウハウを活かし販売・設計・生産業務全体の整流化ならびに戦略受注の維持と中小型案件の獲得を行うことによって業容の維持を目指してまいります。アジア市場においては、中国事業の拡大に向けた事業連携に一層注力する一方、タイ事業のグループ内事業再編に伴う販売品目の見直しを軌道に乗せ、経営資源配分の最適化を進めてまいります。今後は、海外各拠点における人材やノウハウ等をつなげ互いに有効活用することで海外事業の拡大と体質強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第64期	第65期	第66期	第67期
	(平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31)	(平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31)	(平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31)	(平成27. 4. 1～ 平成28. 3. 31) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	32,024	35,738	39,189	41,462
経 常 利 益(百万円)	4,601	3,884	4,636	6,411
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,221	2,196	2,610	4,199
1株当たり当期純利益	125円39銭	85円98銭	98円74銭	155円71銭
純 資 産(百万円)	23,391	26,781	31,731	33,975
総 資 産(百万円)	41,697	46,059	51,424	54,417

- (注)1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)により算出しております。

## 6. 重要な親会社および子会社

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	出 資 比 率 (%)	主要な事業内容
新晃空調工業株式会社	195	100	空調機器、冷却塔および関連製品の製作、建築用資材の製造
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・エー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 255	50	空調機器の製作、販売

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

## 8. 主要な拠点等

### (1) 当 社

本 社 大阪市北区南森町一丁目4番5号  
東京支社 東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号  
大阪支社 大阪市北区南森町一丁目4番5号  
名古屋支社 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号  
名古屋三井ビルディング本館  
SINKOテクニカルセンター 神奈川県秦野市菩提160番地の1  
営 業 所 札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

### (2) 重要な子会社

国 内 新晃空調工業株式会社 岡山工場、神奈川工場  
新晃アトモス株式会社（東京都）  
千代田ビル管財株式会社（東京都）  
日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）  
海 外 上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

## 9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,613名	141名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	756
株 式 会 社 中 国 銀 行	708
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	698
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	385

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株主数 13,597名（前期末比 841名増）
4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	4,475	16.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,438	5.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,292	4.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,289	4.81
株式会社みずほ銀行	1,058	3.95
日本生命保険相互会社	621	2.32
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	605	2.25
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	577	2.15
株式会社りそな銀行	557	2.08
新晃持株会	516	1.92

（注）持株比率は自己株式434,933株を控除して算出しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### IV. 会社の役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
武田 昇 三	代表取締役社長兼社長執行役員	
津澤 勲	取締役兼専務執行役員管理本部長	
藤井 明	取締役最高顧問	
柏原 健 二	取締役相談役	
小野 康 宏	取締役相談役	
末 永 聡	取締役兼執行役員東京支社長	
青田 徳 治	取締役兼執行役員管理本部副本部長	
板倉 健 二	取締役	新晃空調工業株式会社代表取締役社長
藤田 充 也	取締役	藤田・金山法律事務所代表弁護士
小田 順 児	常勤監査役	
金田 敬 史	常勤監査役	
山田 積	監査役	
峯岸 瑛	監査役	峯岸瑛コンサルティング事務所代表

- (注)1. 取締役藤田充也氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役山田 積および監査役峯岸 瑛の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役藤田充也および監査役山田 積の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役峯岸 瑛氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

##### ① 就任

平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会におきまして、青田徳治氏が取締役に選任され就任いたしました。

平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会におきまして、金田敬史氏が監査役に選任され就任いたしました。

##### ② 退任

山上久夫氏は、平成27年6月26日付で任期満了により監査役を退任いたしました。

##### ③ 取締役の地位の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
柏原 健 二	取締役相談役	取締役会長 兼会長執行役員	平成27年6月26日付

6. 平成28年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏名	変更後	変更前
末 永 聡	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	取締役兼執行役員 東京支社長

平成28年3月31日現在の兼務者以外の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	宮 地 祥 一	大 阪 支 社 長
常務執行役員	内 海 昭 則	名 古 屋 支 社 長
常務執行役員	淡 田 完 司	技 術 本 部 長
執行役員	川 中 一	管理本部情報システム部長
執行役員	鍋 島 泰	技術本部テクニカルセンター長
執行役員	中 澤 信 幸	東 京 支 社 副 支 社 長
執行役員	三 輪 隆 康	名 古 屋 支 社 副 支 社 長
執行役員	佐 藤 秀 行	技術本部副テクニカルセンター長
執行役員	道 端 徳 昭	大 阪 支 社 副 支 社 長
執行役員	渡 邊 亘	東 京 支 社 営 業 開 発 担 当

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

### 3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	報酬額（百万円）
取 締 役 （うち社外取締役）	8 （ 1）	136 （ 5）
監 査 役 （うち社外監査役）	5 （ 2）	23 （ 8）
計	13	160

- (注)1. 上記支給人員には、無報酬の取締役1名を除き、平成27年6月に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年3月30日開催の第39回定時株主総会決議において年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第32回定時株主総会決議において年額50万円以内と決議いただいております。

### 4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

監査役峯岸 瑛氏は峯岸瑛コンサルティング事務所の代表を兼職しております。なお、当社と峯岸瑛コンサルティング事務所との間には、特別な関係はありません。

- (2) 当事業年度における主な活動状況

取締役 藤田充也

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

監査役 山田 積

当事業年度開催の取締役会17回および監査役会12回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

監査役 峯岸 瑛

当事業年度開催の取締役会17回および監査役会12回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培った豊富な知識・見地から適宜発言しております。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

### 5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

#### (1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規締結に関する業務の停止

(3) 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

## VI. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

### 1. 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- (2) 当社取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス担当部署は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。

- (2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
  - (3) 当社および当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長となるリスク管理委員会の指揮のもとに対応する。
4. **当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (1) 当社および当社グループの取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行う。
  - (2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。
5. **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (1) 当社のグループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
  - (2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査担当部署を設置し、当社およびグループ会社における業務の執行状況の確認・評価を行う。
  - (3) 当社代表取締役は、内部監査担当部署から報告を受け、取締役会で当社およびグループ会社の業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
  - (4) 内部監査担当部署は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。
6. **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**  
管理本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。
7. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 監査役の職務を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
  - (2) 当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
  - (2) 当社および当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は企業倫理相談窓口規程をグループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
    - ① 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
    - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - ③ 重要な情報開示事項
  - (3) 取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
9. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびにその他の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査担当部署および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。
  - (2) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス

当社では、経営理念・ビジョンを念頭に役員および従業員が順守すべき具体的な内容を「行動規範」として定めております。「行動規範」は、当社およびグループ会社の各事業所において年2回唱和することにより周知徹底しており、その実施状況については取締役会に報告されております。

また当社では、法令違反等の早期発見を目的として「SKグループ企業倫理相談窓口」を設けており、通報・相談の有無について毎月1回取締役会に報告されております。

### (2) リスク管理

当社では、リスク管理委員会を設置しております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を月に1回委員長に書面で報告し、委員長は同様に取締役会で報告しております。

### (3) グループガバナンス

当社は、各グループ会社への取締役および監査役の派遣、内部監査担当部署による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、社長会を年4回実施し定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

### (4) 監査役の監査

当社の社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査役は各事業所および各グループ会社への往査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査担当部署との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

### (5) 内部監査

内部監査担当部署は、内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。監査結果について当社代表取締役および監査役に対して報告を行っております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>34,678</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,451</b>
現金及び預金	11,564	支払手形及び買掛金	6,084
受取手形及び売掛金	21,041	電子記録債務	2,877
商品及び製品	581	短期借入金	1,412
仕掛品	572	1年内返済予定の長期借入金	450
原材料	729	未払法人税等	1,399
繰延税金資産	402	未払消費税等	333
その他	779	賞与引当金	608
貸倒引当金	△993	株主優待引当金	44
<b>固定資産</b>	<b>19,738</b>	厚生年金基金解散損失引当金	92
<b>有形固定資産</b>	<b>12,194</b>	その他	2,147
建物及び構築物	4,553	<b>固定負債</b>	<b>4,990</b>
機械装置及び運搬具	975	社 債	500
工具、器具及び備品	306	長期借入金	1,356
土地	5,790	繰延税金負債	348
建設仮勘定	568	再評価に係る繰延税金負債	871
<b>無形固定資産</b>	<b>1,529</b>	役員退職慰労引当金	39
のれん	1,107	事業整理損失引当金	59
ソフトウェア	123	退職給付に係る負債	1,491
その他	298	長期未払金	282
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,013</b>	その他	40
投資有価証券	4,479	<b>負債合計</b>	<b>20,441</b>
退職給付に係る資産	181	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	79	<b>株主資本</b>	<b>30,062</b>
その他	1,297	資 本 金	5,822
貸倒引当金	△24	資本剰余金	5,984
		利益剰余金	18,754
		自己株式	△500
		その他の包括利益累計額	1,098
		その他有価証券評価差額金	1,165
		土地再評価差額金	△656
		為替換算調整勘定	584
		退職給付に係る調整累計額	4
		非支配株主持分	2,814
		<b>純資産合計</b>	<b>33,975</b>
<b>資産合計</b>	<b>54,417</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>54,417</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		41,462
売上原価		27,435
売上総利益		14,026
販売費及び一般管理費		7,993
営業利益		6,033
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
持分法による投資利益	162	
その他の	271	526
営業外費用		
支払利息	45	
その他の	103	148
経常利益		6,411
特別利益		
投資有価証券売却益	131	
負ののれん発生益	95	227
特別損失		
減損損失	133	
事業整理損失引当金繰入額	59	192
税金等調整前当期純利益		6,446
法人税、住民税及び事業税	2,128	
法人税等調整額	△38	2,089
当期純利益		4,356
非支配株主に帰属する当期純利益		156
親会社株主に帰属する当期純利益		4,199

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,822	5,923	15,230	△4	26,972
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		61			61
剰余金の配当			△675		△675
親会社株主に帰属する当期純利益			4,199		4,199
自己株式の取得				△486	△486
新規連結子会社が所有する親会社株式				△9	△9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	61	3,524	△495	3,089
当 期 末 残 高	5,822	5,984	18,754	△500	30,062

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,458	△702	742	177	1,675	3,082	31,731
当 期 変 動 額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							61
剰余金の配当							△675
親会社株主に帰属する当期純利益							4,199
自己株式の取得							△486
新規連結子会社が所有する親会社株式							△9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△292	45	△157	△172	△577	△268	△845
当期変動額合計	△292	45	△157	△172	△577	△268	2,244
当 期 末 残 高	1,165	△656	584	4	1,098	2,814	33,975

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,803	流動負債	11,444
現金及び預金	5,755	支払手形	34
受取手形	3,695	電子記録債権	311
売掛金	8,996	買掛金	3,824
原材料	0	短期借入金	910
前払費用	3	1年内返済予定の長期借入金	412
繰延税金資産	194	1年内返済予定の関係会社長期借入金	4,000
その他金	217	未払金	48
貸倒引当金	△60	未払費用	290
固定資産	20,433	未払法人税等	912
有形固定資産	6,925	未払消費税等	188
建物	1,476	前受金	45
構築物	30	預り金	82
機械及び装置	0	賞与引当金	247
車両運搬具	1	株主優待引当金	44
工具、器具及び備品	107	厚生年金基金解散損失引当金	37
土地	5,308	債務保証損失引当金	38
無形固定資産	68	その他	15
ソフトウェア	68	固定負債	3,534
その他	0	社債	500
投資その他の資産	13,439	長期借入金	1,211
投資有価証券	2,333	繰延税金負債	191
関係会社株式	10,154	再評価に係る繰延税金負債	871
長期前払費用	15	退職給付引当金	474
前払年金費用	131	その他	285
生命保険積立金	680	負債合計	14,979
その他	149	(純資産の部)	
貸倒引当金	△24	株主資本	24,061
		資本金	5,822
		資本剰余金	5,923
		資本準備金	1,455
		その他資本剰余金	4,468
		利益剰余金	12,814
		その他利益剰余金	12,814
		別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	10,774
		自己株式	△499
		評価・換算差額等	196
		その他有価証券評価差額金	853
		土地再評価差額金	△656
		純資産合計	24,257
資産合計	39,236	負債・純資産合計	39,236

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,872
売 上 原 価		14,919
売 上 総 利 益		7,952
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,866
営 業 利 益		4,086
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	492	
そ の 他	266	758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
そ の 他	84	158
経 常 利 益		4,687
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	104	104
特 別 損 失		
減 損 損 失	106	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	23	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	38	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21	189
税 引 前 当 期 純 利 益		4,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,412	
法 人 税 等 調 整 額	△18	1,394
当 期 純 利 益		3,207

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,822	1,455	4,468	5,923
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	5,822	1,455	4,468	5,923

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,040	8,242	10,282	△4	22,024
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△675	△675		△675
当 期 純 利 益		3,207	3,207		3,207
自 己 株 式 の 取 得				△495	△495
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,532	2,532	△495	2,036
当 期 末 残 高	2,040	10,774	12,814	△499	24,061

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,083	△702	381	22,405
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△675
当 期 純 利 益				3,207
自己株式の取得				△495
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△230	45	△184	△184
当 期 変 動 額 合 計	△230	45	△184	1,851
当 期 末 残 高	853	△656	196	24,257

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中川 一之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月18日

新晃工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小 田 順 児 ⑩

常勤監査役 金 田 敬 史 ⑩

社外監査役 山 田 積 ⑩

社外監査役 峯 岸 瑛 ⑩

以 上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、普通配当16円に創立65周年記念配当6円を上乗せし、1株につき22円といたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

① 配当財産の種類  
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 22円 総額 589,101,260円

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき33円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社におきましては、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のため監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （取締役の員数） 第19条 ①当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。 ②<u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役員取締役)</p> <p>第22条 ①取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役最高顧問および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 ①<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役員取締役)</p> <p>第22条 ①取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役最高顧問および取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 ①取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 ①取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>) 第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> (<u>監査役の選任方法</u>) 第33条 ①<u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (<u>監査役の任期</u>) 第34条 ①<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (<u>常勤の監査役</u>) 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集手続</u>) 第36条 ①<u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②<u>監査役全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (<u>監査役会の決議</u>) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めあるもののほか監査役会で定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第34条 ①<u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p>第6章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 第67期定時株主総会終結の前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法423条第1項の責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行しますとともに、本総会終結の時をもって現任取締役全員(9名)は任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	たけ だ しろう ぞう 武 田 昇 三 (昭和29年12月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員大阪支社副支社長 平成19年4月 当社管理本部製販業務改革担当 平成19年7月 当社営業企画室長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)	17,100株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門および管理部門に携わり、平成25年から当社代表取締役社長を務めております。当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			
2	すえ なが きとし 末 永 聡 (昭和37年3月8日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 当社東京支社長 平成20年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 当社経営企画本部長 (現任)	3,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、国内および海外の営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			
3	ふじ い あきら 藤 井 明 (昭和13年1月28日生)	昭和37年6月 当社入社 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社取締役会長 平成18年4月 当社取締役相談役 平成20年6月 当社取締役最高顧問 (現任)	5,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、長年にわたり当社の経営に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	かし ほん けん じ二 柏原健二 (昭和22年6月30日生)	昭和41年3月 当社入社 平成12年7月 当社執行役員営業本部長代理 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成15年6月 当社常務取締役技術本部長 平成16年4月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役副社長 平成18年4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年6月 当社代表取締役会長兼社長兼会長兼社長執行役員 平成25年6月 当社取締役会長兼会長執行役員 平成27年6月 当社取締役相談役(現任)	18,900株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門および研究開発部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者としていたしました。			
5	あお た とく じ 青田徳治 (昭和37年3月1日生)	平成23年10月 (株)三菱東京UFJ銀行 目黒支社長 平成26年2月 当社入社 当社管理本部副本部長(現任) 平成26年7月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、入社以来、経理・財務関連業務や人事・総務関連業務等に実績を有していることから、取締役候補者としていたしました。			
6	いた くら けん じ二 板倉健二 (昭和25年10月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成3年11月 岡山新晃工業(株)(現新晃空調工業(株))入社 平成8年6月 同社取締役業務部長 平成11年1月 同社代表取締役常務 平成12年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任)	11,110株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、平成12年より当社グループの生産部門である新晃空調工業株式会社の代表取締役社長を務め、当社および当社グループにおける業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者としていたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※7	桑野高彰 (昭和29年9月3日生)	平成16年7月 ㈱三菱東京UFJ銀行 池袋支社長 平成18年12月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱常務執行役員 平成26年10月 みらいコンサルティング㈱代表取締役社長 平成28年1月 当社入社 平成28年4月 当社海外事業本部顧問(現任)	1,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職の金融機関および経営者として培った豊富な国際経験と知識等を当社の経営に活かすことが期待できることから、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※は新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	小田順児 (昭和21年6月4日生)	昭和46年8月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員大阪支社長 平成15年1月 ㈱サン・マテック常務取締役 平成16年2月 当社大阪支社長補佐 平成21年6月 当社監査役(現任)	7,420株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 2	かた だ けい し 金 田 敬 史 (昭和25年7月2日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年4月 当社管理本部企画部長 平成21年6月 当社執行役員管理本部企画・人事部長 平成23年6月 当社管理本部企画・人事部顧問 平成24年2月 当社管理本部企画・人事部長 平成27年4月 当社管理本部人事・総務部長 平成27年6月 当社監査役(現任)	6,762株
<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 同氏は入社以来、管理部門において当社経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映することにより、当社の監査・監督機能強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
※ 3	やま だ つも り 山 田 積 (昭和17年9月29日生)	昭和40年4月 日本触媒化学工業㈱(現㈱日本触媒)入社 平成10年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 日本ポリエス特尔㈱取締役 平成18年6月 当社監査役(現任)	3,000株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、他社役員として長年培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			
※ 4	みね ぎし あきら 峯 岸 瑛 (昭和22年9月24日生)	平成9年1月 ㈱東京三菱銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行)八重洲通支店長 平成11年5月 ミドリ安全エア・クオリティ㈱代表取締役 平成11年8月 ミドリ安全㈱取締役 平成14年8月 同社常務取締役 平成20年8月 同社常務理事 平成21年5月 峯岸瑛コンサルティング事務所代表(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任)	一株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般について広範かつ高度な視野で監査・監督していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※5	藤田充也 (昭和21年8月16日生)	昭和51年4月 大阪地方検察庁検事 平成15年9月 函館地方検察庁検事正 平成17年1月 最高検察庁検事 平成18年6月 弁護士登録、兵庫県弁護士会入会 平成19年10月 神戸家庭裁判所調停委員（現任） 平成20年3月 藤田・金山法律事務所代表弁護士（現任） 平成26年6月 当社取締役（現任）	一株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の内部統制の改善ならびにコンプライアンス強化に活かしていただき、同氏から客観的かつ適切なアドバイスが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 山田 積氏は、社外取締役候補者であります。  
山田 積氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
4. 峯岸 瑛氏は、社外取締役候補者であります。  
峯岸 瑛氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 藤田充也氏は、社外取締役候補者であります。  
藤田充也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社と山田 積氏、峯岸 瑛氏および藤田充也氏の間では、現在、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、山田 積氏および藤田充也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けており、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
小西啓右 (昭和18年2月23日生)	昭和40年4月 関西テレビ放送㈱入社 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 同社退任 平成20年6月 当社補欠監査役(現任)	一株
	[補欠監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、関西テレビ放送㈱で培われた豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小西啓右氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 小西啓右氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。



#### **第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成元年3月30日開催の第39回定時株主総会において「年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」としてご承認をいただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて同額の「年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」とさせていただきますたく存じます。

現在の取締役は9名であります。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額50百万円以内」とさせていただきますたく存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

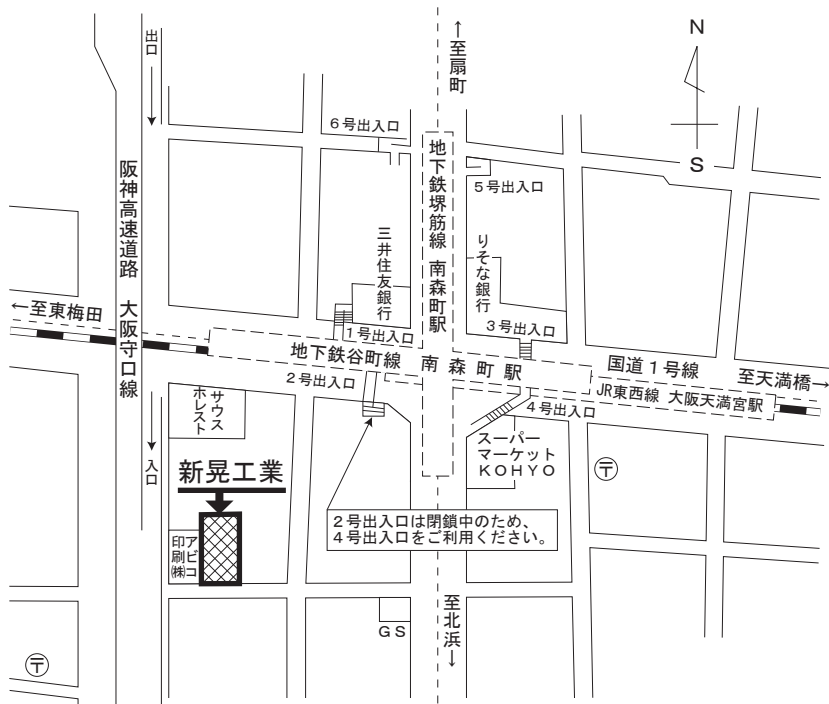
なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

以上



# 株主総会会場のご案内図

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
新晃工業株式会社 5階会議室



JR東西線「大阪天満宮駅」下車  
地下鉄 堺筋線・谷町線「南森町駅」下車  
地下鉄側4号出口から徒歩約3分です。

お願い 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。